

福崎町ふるさと応援寄附金協力事業者募集要項

1 目的

福崎町の地元特産品等のPRによる産業振興と「福崎町ふるさと応援寄附金」への寄附（以下「ふるさと納税」という）を促進することを目的に、ふるさと納税をされた方に対して、御礼の品として進呈する記念品を募集します。ふるさと納税のインターネットサイト等に記念品を掲載することにより、そのPRを行うとともに、福崎町の魅力を発信します。

2 応募事業者

下記の要件に全て適合する者

- ① 福崎町内で生産、製造、加工、販売、提供される商品、サービスの提供者。
- ② 町内に本社または主たる事業所を有する法人または個人。
- ③ 町税等に滞納がないこと
- ④ 本人（法人にあっては代表者）及び従業員等が「福崎町暴力団排除条例」における暴力団又は暴力団員並びに暴力団密接関係者でない者。

※ただし、上記の要件に適合しても町が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

3 応募商品

本町の魅力を体感し、同時に本町のPRにつながるような商品とします。

- ① 福崎町内で生産、製造、加工、販売、提供される商品、サービスであって、福崎町の特産と認められるもの。
- ② 各行政機関の許認可等が必要なものがある場合は、適法な手続きを済ませているもの。
- ③ 飲食物の場合、原則として寄附者に到着して5日以上消費期限・賞味期限が保証される商品。

※季節限定のものでも構いません。

※数量限定のものでも構いません。

（注意）・・・登録商品であっても、インターネットの申込サイトには掲載できない場合があります。

4 応募商品としてふさわしくないもの

以下のいずれかに該当する商品は登録されません。

- ① 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- ② 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）
- ③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）
- ④ その他ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品

※判断に迷われた場合は、「問合せ先」までご相談ください。

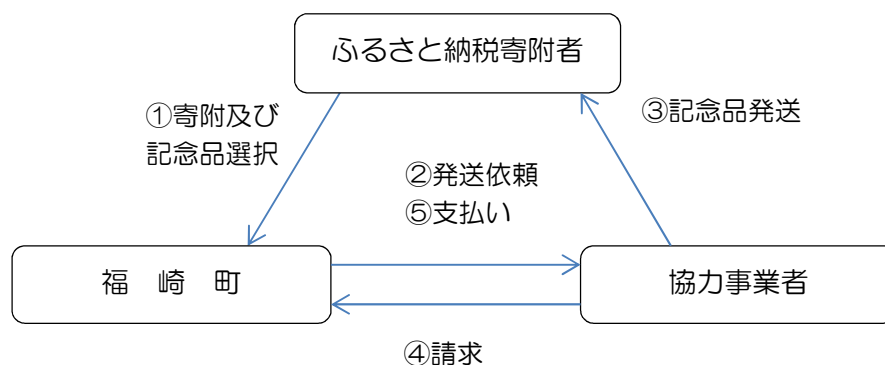
5 商品価格について

商品価格には消費税、梱包料、送料（関東圏で算定）、諸経費を含む額とします。商品は、通常販売価格以下で設定してください。なお、提供商品は品物だけではなく、サービス（宿泊・食事の割引券、施設利用券など）も対象とし、単品に限らず、商品の詰め合わせやサービスの組み合わせでも構いません。

6 記念品の発送及び支払方法

- ① 福崎町に寄附が行われ、寄附者は記念品を選択。
- ② 福崎町が事業者へ発注。
- ③ 事業者から寄附者へ記念品を発送。※サービスの場合は、別途事業者と協議
- ④ 事業者が月末締めで福崎町へ請求。
- ⑤ 請求後 30 日以内に福崎町から事業者へ代金の支払い。

※商品は、町からの受注後、速やかに発送するものとします。ただし、季節により収穫する特産品である場合は、その収穫時期に発送するものとします。



7 募集期間

随時募集

※商品によって選考・承認・掲載に時間を要する場合があります。

8 申込方法

下記書類に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。なお、書類については福崎町公式ホームページからダウンロードしていただくか、福崎町企画財政課にて配布するものをご使用ください。

- ① 福崎町ふるさと応援寄附金協力事業者参加申込書
- ② 同意書兼誓約書（町税納税状況を確認する事及び、暴力団員やその関係者でないことなど）

9 選考

申込内容を審査し、ふるさと納税に対するお礼の品として適当かどうか、また、適切な事業者かどうかなどを総合的かつ定期的に判断します。

10 個人情報の取扱い

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、寄附者の氏名、住所、電話番号等の個人情報について厳重に取り扱うとともに、「福崎町個人情報保護条例」及び関係法令等を順守してください。なお、提供事業者でなくなった場合も同様です。

寄附者の個人情報は、提供商品の送付以外の目的には使用できません。ただし、提供商品送付時に同封したパンフレット等による販促で、提供事業者が寄附者から独自に入手した個人情報は対象外とします。

11 報告義務

次のいずれかに該当するときは速やかに福崎町に報告してください。

- ① 商品の発送に遅延が生じたとき。
- ② 商品が販売中止または終了など、寄附者に対して商品の提供ができないおそれが生じたとき。
- ③ 商品の品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。
- ④ 申込時と商品の内容が変更になる恐れが生じたとき。

12 承認の解除等

協力事業者、又はその提供商品が本事業にふさわしくないと認められた場合は、提供商品に係る承認を取り消すものとします。

なお、地方税法の改正等により、ふるさと納税制度が変更又は廃止となった場合は、本事業は中止となる場合があります。

13 申込み・問合せ先

〒679-2203

福崎町南田原 3116 番地の 1

福崎町役場 企画財政課 ふるさと納税担当

電話： 0790-22-0560 内線 231 FAX 0790-23-0687

メール： furusato@town.fukusaki.hyogo.jp